

令和2年 第3回定例会（第3日8月24日）

〔質問〕 沖本

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

今回の一般質問は、大項目の1として令和元年台風第19号（東日本台風）を教訓とした今後の風水害対策について。その小項目（1）城山ダムの緊急放流における県との連携と取組について、（2）本市における風水害対策事業の進捗状況と今後の計画について。大項目の2として一般送配電事業者との災害時連携計画について伺ってまいります。

なお、あらかじめ議長から質問に係る資料を議場モニターに映すことの許可をいただいていることを申し添えておきます。

それでは、モニター画面を切り替えてください。

令和2年7月豪雨、ご承知のとおり7月3日から7月31日にかけて、熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地で発生した集中豪雨を称したものであります。3日から降り続いた大雨により、西日本及び九州各県で甚大な被害が生じました。また、25日の埼玉県三郷市の竜巻、東北地方では28日からの大雨により被害が拡大しました。被害は8月7日現在で全国35県に及び、人的被害114名、死者82名、行方不明者4名、負傷者28名、住家被害1万8,380棟、全壊283棟、半壊658棟、一部破損1,013棟、床上浸水7,916棟、床下浸水8,510棟が報告されています。

改めて亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。そして、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

この7月豪雨の前、6月9日、株式会社ウェザーニューズは2020年の台風傾向を発表しました。著作権法により、許される範囲で引用させていただきます。

今シーズンの台風の年間発生数は、平年並みの26個前後となる見通しです。7月まではインド洋の海面水温が高い影響で台風発生期の滞留活動は不活発になる予想ですが、8月からは太平洋熱帯域でラニーニャ現象に近い海面水温分布、またはラニーニャ現象が発生する可能性があり、台風発生期の滞留活動が活発になる予想です。このため、7月までの台風の発生数は少なくなるものの、8月以降は台風の発生数が増えると見えています。9月以降は偏西風の南下に伴い、本州付近への接近、上陸の危険性が高まります。

月別の台風進路傾向を見ると、7月までは台風は大陸へ向かう進路を取りやすい見込みです。8月は太平洋高気圧が勢力を強める時期と弱める時期があり、太平洋高気圧の勢力が強い時期は台風は高気圧の縁を時計回りに進み、平年よりもやや外回りの進路を取って沖縄から中国大陸へ向かうことが多くなりそうです。

一方、太平洋高気圧の勢力が弱い時期は台風を動かす風が弱くなり、複雑な進路を取ったり動きが遅くなったりしながら日本付近に接近する可能性があります。9月以降、偏西風が南下してくると、台風は本州付近へ向かう進路を取ることが多くなる予想です。

昨年、各地に大きな被害をもたらした台風15号や19号も9月以降に上陸しています。こうしたことから、今後の台風の進路や大きさの情報には十分注意が必要となります。

ここで一旦モニター画面を戻してください。それでは、令和元年台風第19号（東日本台風）を教訓とした今後の風水害対策について、（1）城山ダムの緊急放流における県との連携と取組について、令和2年第2回定例会における前任者の一般質問に対する答弁と、県が5月26日に行った定例会見の

内容を基に質問をしてみたいです。

前任者の質問に対する当時の市長室長の答弁では「神奈川県大規模氾濫協議会の中で市からは次の6点について意見、要望しました。①県土整備局長から市長へ直接電話連絡をするダムホットラインの内容の文書化、②ダム放流連絡書の見直し、③相模原市南区から海老名市境における水位観測所及びカメラの設置、④座架依橋への量水表の設置、⑤堤防が低い箇所の治水対策緊急放流に係る水位予測グラフの事前作成、⑥リアルタイムの放流量から導き出される水位及び流域の氾濫発生情報並びに予測浸水想定域など情報提供を依頼。県河川課及び城山ダム事務所においては、流域市町との意見等を勘案し情報伝達体制の見直しを行うとともに、昨年12月に国が定めた既存ダムの洪水調整機能強化に向けた基本方針に基づき洪水調節機能の強化を図り、今年9月までに運用を開始することとしています」とあり、続けてその内容については県が5月26日に行ったとされる定例会の内容を引用され「情報伝達手段については従来のホットラインの運用を継続しつつ、県河川課及び県消防課が運用するLINE WORKS並びに縣市防災行政通信網の活用、ダム放流連絡書の改定、放流情報など閲覧に供するホームページの改善などです。洪水調節機能の強化については、台風19号での緊急放流に係る検証の結果、下流に危険を及ぼさない範囲で従来よりも早い段階から放流量を増加させるなどの洪水調節に係るダム操作の見直しを行い、従来の1.3倍の洪水調節容量を確保し、台風19号と同じ降雨に対しては緊急放流の回避が可能となりました」と答弁をされています。

こうしたことから、まずは情報伝達体制の見直しについて現在の状況を伺います。県の定例会見では、LINE WORKSを導入するなどの取組を6月から運用するとしていますので、その現状について伺います。

次に、情報伝達体制の見直し以外の要望項目で、相模原市南区から海老名市境における水位観測所及びカメラの設置や座架依橋への量水表の設置などの現状について伺います。

次に、(2)本市における風水害対策事業の進捗状況と今後の計画について伺います。

本件は、さきの総括質疑で前任者から議案第61号、令和元年度座間市一般会計歳入歳出決算の認定についてに係る災害対策事業に触れられ、令和元年度の経験を生かし、災害に強いまち、市民が安心して暮らせるまちへの取組や備えについて質疑があり答弁をされていますが、私からはその具体的な事業について、令和元年第4回定例会や令和2年第1回、第2回定例会における前任者の一般質問に対する答弁から示された市長室と上下水道局に係る以下の事業の進捗状況と今後の計画について伺います。

市長室の所管事業として、①相模川、鳩川、目久尻川の想定最大の洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域などを反映させたハザードマップの作成及び全戸配布事業、②台風19号などの風水害対応において有効に機能したIP無線携帯機の拡充事業、③鳩川、目久尻川の簡易水位計及びカメラ設置事業。次に、上下水道局の所管事業として①四ツ谷配水管理所の遠隔監視制御機能移設事業、②同じくそれに先立ち実施される令和2年度に実施する浸水対策事業。以上、5事業における進捗状況と今後の計画を明らかにしていただきたいと存じます。

次に、大項目の2、一般送配電事業者との災害連携計画について伺います。これ正確に言うと、一般送配電事業者からの災害時連携計画についてになります。大変申し訳ありませんが、このまま進めさせていただきます。

令和元年に発生した台風15号及び台風19号の影響により、関東地方を中心に広範囲での停電被害が発生。台風15号については最大約93万戸、台風19号については最大約52万戸が停電をしました。台風15号については、千葉県内を中心に倒木、飛来物による電柱の折損や倒壊、断線が広範囲かつ多数発

生し、近年の類似の災害と比較しても大規模な配電設備の被害が生じたことに加え、倒木の影響により山間部を中心とした立入り困難な地域での巡視が十分行えず、被害状況の全容把握に時間を要した結果、地域別の復旧見通しの公表が遅れ復旧が長期化しました。

経済産業省の総合資源エネルギー調査会、合同電力、レジリエンスワーキンググループが令和2年1月に発表した台風15号の停電復旧対応等に係る検証結果取りまとめでは、台風15号等に伴う停電被害等の概要として前述のことを指摘されています。加えて、倒木処理に係る伐採において原則として一般送配電事業者は所有者等の承諾を取って実施しているが、所有者不明等で承諾を取れない場合は電気事業法第61条第3項による伐採が制度上は可能になっていることを踏まえ、その運用を整理し、一般送配電事業者等の関係と統一的な認識を共有することの必要性を指摘され、こうした倒木処理の課題への対策について、一般送配電事業者と地方自治体、同じく自衛隊との連携、そして電気事業法に基づく倒木処理に関する整理といった観点から取組を検討しています。

一般送配電事業者と地方自治体との連携では、先進事例として和歌山県の取組が紹介されています。それでは、モニター画面を切り替えてください。

和歌山県では、平成30年の台風21号の暴風雨により多数の倒木や電柱倒壊等の被害を受け、大規模な停電が発生し県民生活に大きな影響を及ぼしたことから、和歌山県と関西電力株式会社は停電被害の早期復旧に向けた連携等について、平成31年4月に災害時における停電復旧作業の連携等に関する協定を締結しています。その内容としては、このスライド図のように電力設備に接近した樹木（かかり木）を伐採する場合、従来は電力会社が停電復旧のために樹木を伐採しなければなりませんでした。協定による連携では電力会社が安全確認を行い、和歌山県に依頼し県が樹木を伐採できるようにしています。

また、次に工事車両が通行可能となるよう樹木を伐採する場合は、従来は電力会社が道路管理者へ依頼し道路管理者が樹木を伐採しなければなりませんでした。協定による連携では和歌山県が市町村に対し協力会社の紹介等必要な協力を行うようにしました。

モニター画面を戻してください。

国はこうした先進事例も踏まえ、令和2年2月に災害時の連携強化を含めた強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案を閣議決定し、改正法では一般送配電事業者が災害時連携計画（停電の早期復旧に向けた事前の備えと災害発生時の協力、地方自治体や自衛隊といった関係機関との連携に関する計画）を作成し、経済産業省へ届出を行うことを義務づけ、7月10日にその届出を受け付けています。災害時連携計画の第8条には、以下のように示されています。「関係機関との連携」第8条「非常災害時は、電力以外のインフラ設備のほか建物や河川、道路等も被害を受けるため、地方自治体や自衛隊、通信事業者等と連携して復旧していくことが重要であり、一般送配電事業者は非常災害時及び平時から関係機関との連携を行う。（1）地方自治体との連携。ロ、倒木対策等。非常災害時に復旧作業の妨げとなる倒木等の除去を地方自治体主体で迅速に行っていただけるよう、一般送配電事業者は非常災害時の樹木の伐採や障害物除去における役割分担等に関する地方自治体との協議を行い、協定締結等を進める。また、設備被害の発生を未然に防止するため、一般送配電事業者は地方自治体主体での計画伐採の取組に関する地方自治体との協議を行い、協定締結を進める。（2）自衛隊との連携。過去の非常災害時において倒木等の影響による設備被害が多く、地方自治体からの要請に基づく自衛隊の派遣により倒木等の除去等が加速し復旧に貢献したことに鑑み、一般送配電事業者は平時から定期的な会議等による意見交換や訓練を実施するなど、自衛隊との連携を行う」。

さきに述べた台風19号を教訓とした取組しかり、この災害時連携計画にある一般送配電事業者と地方自治体との連携は、停電被害の早期復旧において危機管理上極めて重要な案件であると私は考えます。

質問に移ります。本市において、この災害時連携計画の（１）地方自治体との連携にある口、倒木対策等に示されているような非常災害時の樹木の伐採や障害物除去における役割分担等に関する協議、協定締結、設備被害の発生を未然に防止するため、地方自治体主体での計画伐採の取組に関する協議、協定締結について本市としてはどのような考えをお持ちなのか、まずはその所見を伺います。

また、本市へは既に一般送配電事業者からの申入れは来ているのか伺っておきます。来ているのであれば、その内容や協議、協定締結に向けての計画などが具体的に示されているのか伺います。

さらに、キャンプ座間には陸上自衛隊第４施設群等が駐屯しており、（２）の自衛隊との連携ということからは本市の利点として三者による協議、三位一体の協定締結も可能ではないかと考えますが、当局の所見を伺い１回目の質問とします。（拍手）

〔答弁〕市長室長

複合災害への危機管理についてご質問をいただきました。

まず、前任者にも答弁をさせていただいたところでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の未終息、新しい生活様式が示された中、避難所または指定緊急避難場所が三密になってしまう状況については、被害の状況及び避難者数等によりますが、現状の開設運営手法では回避が困難となることが想定されるため、施設管理者の協議及び避難所運営マニュアルの見直し等、実施すべき重大な課題と捉えております。その中で、地震などにより住宅が被災し居住することができなくなった市民等が一定期間生活する避難所における本市の現状の対策についてご答弁させていただきます。

市はこれまで国が作成した避難所運営ガイドライン等を基に、座間災害ボランティアネットワークとの共同事業などを通じて助言等をいただきながら、避難所運営マニュアル標準型を作成しました。さらに、学校避難所においては自治会や自主防災組織等と連携し、地域を主体とした公設民営の避難所運営体制の構築を目指し、避難所運営委員会を設立し、施設と地域の特徴に見合ったマニュアルへと充実を図りながら、避難所開設訓練等を実施しております。このマニュアルにおいて、主たる避難スペースは学校の体育館としておりますが、妊産婦や乳幼児などの配慮を要する方、感染症や体調不良者には個室を用意することを定めるとともに、感染予防対策として手洗い、消毒の実施を明記しております。

新型コロナウイルス感染症への避難所の応援体制についてですが、議員からお示ししていただいたとおり、国は新型コロナウイルス感染症の感染経路が特定できない症例及び感染者の急速な増加を受け、令和２年４月１日付で、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について及び、当月７日付で、避難所における新型コロナウイルス感染症へのさらなる対応について発出された通知では、避難施設での新型コロナウイルス感染症の拡大防止からホテルや旅館などの活用も検討し、可能な限り多くの避難所を開設すること、親戚や友人の家等への避難の検討、避難所での避難者の健康状態の確認及び手洗い、せきエチケット等の基本的な対策の徹底などが示されております。今後、国や県の助言等を参考に、施設管理者、ざま災害ボランティアネットワーク、避難所運営委員会等と施設の特性等を勘案し、可能な範囲での感染防止に資する避難所運営マニュアルへと見直しを行っていくとともに、避難所における新型コロナウイルス感染症の感染リスクをはじめ、避難先についてはあらかじめ親戚や知人宅などの避難先を決めておく、状況に応じての自家用車等での一時待機、平時から避難

所へ行かなくても済む自助の備え等について普及啓発してまいります。

また、避難所における防災資機材については補助金や交付金を活用しながら継続的に整備し、災害時については災害応急対策資機材の供給に関する協定、国や県からの支援等も活用し、電力や大型空調機などの設備による避難所の環境整備について対応してまいります。

これからの台風シーズンに備え、洪水や土砂災害から一時的に避難する指定緊急避難場所での感染防止対策についてでございますが、風水害時の避難場所での対策については早急に対処する必要がありますため、既存の指定緊急避難所開設運営事項に、室内換気や人と人との距離を置くこと、消毒実施事項などを追加し、現在運用をしております。また、新たな避難場所の確保として、令和元年の台風15号及び19号の教訓から検討事項としていた自家用車での避難場所についても、芹沢公園駐車場などを状況に応じて開放するなどの体制を整えております。実際には、4月18日に低気圧の接近に伴い市域に大雨が予想された際、土砂災害に係る指定緊急避難場所の開設準備として従前の必要備品のほかに、消毒液を用いた清掃用具一式、体温計、室内換気用の扇風機、手洗いの徹底、マスクの着用、2メートルの距離を置くなどの注意掲出物、芹沢公園駐車場の開放、避難者名簿に体調確認欄を追記するとともに、動員する職員の待機場所の拡張についても対応した経過がございます。幸い、避難を促すほどの気象状況とはならず、指定緊急避難場所の開設及び職員の動員等を実施することはありませんでした。これからのことを踏まえ、例年台風シーズン前に広報ざま、市ホームページ等を用いて啓発している風水害に備える特集において、今年度は、避難施設は三密の回避が困難であること、避難先は市が開設する指定緊急避難場所だけではなく、危険区域外への移動、建物の上層階に避難する垂直避難、親戚や知人宅に避難することも有効であること、避難をする際はマスク、消毒液、体温計を持参するなどの事項等を避難施設における新型コロナウイルス感染症の感染リスクについて掲載する予定でございます。いずれにしましても、新型コロナウイルス感染症対応の主体である県のリーダーシップの下、その情報や対応に注視しつつ、避難所、指定緊急避難場所の開設、運営については防災科学技術研究所等の情報を参考に、関係機関と連携し、新たな運営手法について整備していくとともに、自然災害と感染症は自己の備えが重要であることについて啓発をしっかりとまいります。

〔答弁〕市長室長

令和元年台風19号を教訓とした今後の風水害対策について、何点かご質問をいただきました。

まず、神奈川県が今年6月から運用開始するとした新たな情報伝達訓練となるLINE WORKSについてですが、予定どおり運用され、6月12日には相模川流域市町を対象にダムの放流情報に係る一連の情報伝達訓練が行われました。この訓練では、県土整備局長から直接市長へ電話連絡が入るダムホットラインをはじめLINE WORKS、防災行政通信網を活用した情報の受伝達を実施いたしました。実際に運用されることがないことを切に願っておりますが、対応すべきときに迅速に情報連携ができるよう備えてまいります。

次に、相模原市南区から海老名市境における水位観測所及びカメラの設置や座架依橋への量水場の設置要望の結果についてです。

台風シーズンまでに座架依橋橋脚に量水場の設置を計画している旨、河川管理者から連絡を受けており、設置後は市の河川巡視主要箇所として運用してまいります。

次に、相模川、鳩川、目久尻川の洪水浸水想定区域、土砂災害計画区域を反映させたハザードマップの作成及び全戸配布についてです。

現在、プロポーザル方式による業者選定に向けて事務を進めており、年度内に作成及び全戸配布を

行う予定です。なお、当該事業に係る委託料、印刷製本費については、特定財源として社会資本整備総合交付金を活用してまいります。

次に、I P無線機の拡充についてですが、昨年度10台導入し利便性と有効性が実証されたことから、市町村地域防災力強化事業費補助金を活用して8月中に44台追加導入いたします。

次に、鳩川、目久尻川の危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラの設置要望に係る進捗状況についてでございます。

今年度、目久尻川については南栗原5丁目の寒川橋に、鳩川については相模原市南区新戸の重要水防箇所付近及びちぐさ保育園東側付近に水位計とカメラの設置を計画している旨、河川管理者から報告を受けております。設置後は国土交通省が運用する川の防災情報ウェブサイトにて水位及び状況画像を確認することができるため、水防体制や避難情報の発令等に係る地域に特化した細やかな、かつ迅速な対応が可能となります。

また、市民自らの注意、警戒並びに避難行動等につながるよう、当該ウェブサイトの活用について引き続き啓発してまいります。

次に、一般送配電事業者との災害時連携計画についてですが、一般送配電事業者10社が共同で災害時連携計画を作成し、経済産業省へ提出したことについては承知しております。

当該災害時連携計画に係る地方自治体との連携については、非常災害時の早期電力復旧を図る上で障害となる樹木の伐採やその他障害物除去が必要であると考えます。具体的な取組につきましては現在示されておりませんので、国や県の動向を注視してまいります。

次に、一般送配電事業者との協定締結についてですが、現在東京電力パワーグリッド株式会社相模原支社と災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定について、8月末の締結に向け調整を行っております。これは災害時における業者の協力関係構築に資する事項を定めるもので、協定の主たる内容は市災害対策本部への連絡員の派遣、重要施設のリスト提供のほか災害発生時における電力の早期復旧を目的とする情報連絡体制を構築するものでございます。

次に、陸上自衛隊第4施設群等と一般送配電事業者との三位一体の協定締結についてです。

自衛隊の災害派遣は県知事の要請によるものが一般的な派遣形態で、要請する際には派遣を希望する区域や活動内容などを明らかにして要請するものとされており、令和元年台風15号及び19号の災害派遣においては電力復旧支援として倒木の除去等が行われております。現在、市域にある陸上自衛隊第4施設群とは総合防災訓練や防災会議を通じて災害に関する連携を図るとともに、平常時においても組織間での顔の見える関係を築いており、関係機関である一般送配電事業者とも連携を図っているところでございます。

令和2年1月23日に実施した訓練、シェイクアウトプラス1において、第4施設群、座間警察署、消防本部や一般送配電事業者なども参加を得て関係機関等連絡調整会議を開催し、災害発生時における情報共有、連絡調整について訓練を行っており、この平時からの連携構築が災害時には生かされるものと確信しております。今後もこの関係を継続し、災害に備えてまいります。

〔答弁〕上下水道局長

上下水道局へは、四ツ谷配水管理所の遠隔監視制御機能の移設と浸水対策事業の進捗状況と今後の計画についてのご質問ですが、初めに令和2年度に実施する四ツ谷配水管理所浸水対策事業ですが、四ツ谷配水管理所が浸水により電源設備や非常用発電設備に被害が生じると市内全域で遠隔監視制御が不能となり水運用に支障が生じるため、発電機室やポンプ室等6か所の開口部に止水板を設置する

工事を行い、浸水による機器の損傷を防止いたします。現在、浸水対策工事は公告され業者の選定を行っているところであり、年内の完成を目指します。

次に、遠隔監視制御機能移設事業ですが、今年度実施する浸水対策事業で四ツ谷配水管理所の浸水対策は一定の対応ができると考えますが、重要機器である遠隔監視制御装置の第1配水場への移設については現在整備手法の検討をしており、早期実現に向け努力してまいります。

〔再質問〕 沖本

それでは、いただいた答弁に対して再質問を行います。

まず、新たな情報伝達体制となるLINE WORKSについては「予定どおり運用され6月12日には相模川流域市町を対象にダムの放流情報に係る一連の情報伝達訓練が行われた」という答弁をいただきました。

再質問としては、この一連の情報伝達訓練といったこの結果はどうだったのか。よかったのか、あるいは課題が残ったのか等、本市からも意見、要望をしております。情報伝達体制の見直しの対策ということが図れたのかどうだったのか。評価できるものだったのかどうか、伺っておきたいと思いません。

それから、もう一つ、災害時の連携計画（1）地方自治体との連携、協定の締結についてということで本市の考えを伺いました。「非常災害時の早期電力復旧を図る上での樹木の伐採、障害物の除去というものは必要と考えている」ということで、ただ具体的な取組については現在示されていないということで「国や県の動向を注視していく」という答弁をいただきました。また、一般送配電事業者からの申入れについては、現在のところ東京電力関係の会社の相模原支社ですか、災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定について、8月までの締結に向けて調整を行っておられるということでありました。その内容としては、市の災害対策本部への連絡員の派遣であるとか重要施設のリストの提供であるとか、災害発生時における電力の早期復旧を目的とする情報連絡体制の構築ということでありました。いずれの答弁からも、この今回停電被害の早期復旧に向けた一般送配電事業者と地方自治体の連携、具体的な倒木対策等に係る協定、こうした働きかけは国あるいは県からも一般送配電業者からもまだないということが理解できました。

そもそもこの災害時の連携計画ということが、一般送配電事業者から経済産業省へ届出をされて受け付けられたのが7月10日ということでもあり、私自身のこの質問が時期尚早だったのかもしれない。しかしながら昨年やはり台風15号の被害、座間市内でも電柱の倒壊がありました。停電も7,000戸発生したと聞き及んでおります。これからまさに台風シーズンを迎えようとしておりますので、1回目の質問でも述べたように今年の9月以降に発生する台風、本州付近への接近、上陸の危険性が高まります。災害時連携計画に係る協定締結について、国、県の動向を注視していただくことはもちろんなのですが、本市で現在調整を行っている基本協定を倒木対策等も含めたものにぜひ拡充できるよう、機会があれば本市と一般送配電事業者から国、県に対しても積極的な推進を求めることも必要だと考えております。当局としての所見を伺いたいと思いません。

それから、本市と陸上自衛隊第4施設群、一般送配電事業者との三位一体の締結ですけれども、こちらに関しては第4施設群とは総合防災訓練、防災会議を通じて連携を図っていると。平常時においても、顔の見える関係を築いておられる。また、「関係機関である一般送配電事業者とも連携を図っている」という答弁をいただきました。先ほど述べたように、まさにこれこそが遠藤市長をはじめ各関係者の方々がご尽力いただいて築き上げた本市の関係、強みだと思っています。協定は協定として、

有事の際は顔の見えている関係同士が協力、対応できれば申し分ないと考えておりますので、引き続き平時における組織間での関係、さらに強く築いていただくことを望みます。

加えて申し上げるならば、この非常災害時の早期電力復旧を図る上では恐らく樹木の伐採も含まれると思われる障害物除去に関しては、本市としては災害時における応急対策の協力に関する協定、これに関しては座間市工業会であるとか建設業組合と締結をもう既にされています。こうした方々とも平時における関係を強くさらに築いていただきながら、今後具体的な倒木対策に係る協定が進められるかどうか分かりませんが、本市としてはその備えとしてしっかりと絆を強めていただきたいと思います。こちらについては意見、要望にとどめ、前述の二つを質問とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

〔答弁〕 市長室長

2点再質問をいただきました。

まず、6月12日に実施した情報伝達訓練についてでございます。

一連の情報伝達訓練につきましては、ダムホットライン、LINE WORKS、防災行政通信網におけるダム放流連絡書を活用し、見直しが行われた情報伝達体制のとおりスムーズに情報の受伝達が実施できたところでございます。

また、ダム放流連絡書につきましては、ダムの水位状況を示した図式や警戒レベルなど要望した内容が十分に反映され分かりやすく改善されており、混乱時における受信漏れ、認識の錯誤について解消されたと評価しております。

次に、8月末の締結に向け調整中の災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定についてでございます。

市民生活や経済活動に極めて深刻な影響がもたらされることを最小限にするためには、停電の早期復旧が重要であり、復旧作業の障害となる倒木の処理や障害物の除去を迅速に行えるよう体制を整えていくことが必要であると考えます。締結に向けて調整中の基本協定を足がかりとして一般送配電事業者等との連携を図りつつ、神奈川県大規模氾濫減災協議会などの意見交換を通じて国や県の動向を確認してまいります。